

国における死因究明等の取組みについて

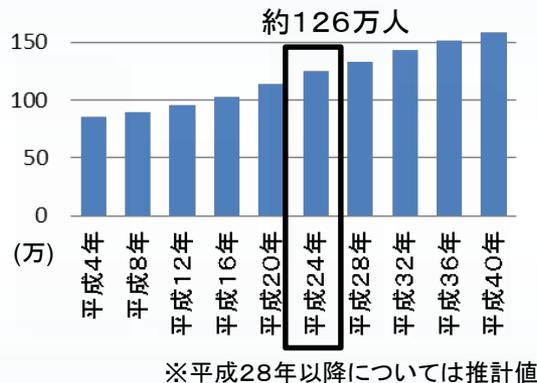
平成31年2月6日

内閣府死因究明等施策推進室

死因究明等推進計画の策定について

背景

年間死亡数の増加等



事件・事故の見逃し

瞬間湯沸かし器
による一酸化炭素
中毒事故

いわゆる
時津風部屋事件

平成18年
7月15日
日経新聞

平成19年
10月15日
朝日新聞
(夕刊)

東日本大震災の発生（身元確認の難航）

死因究明等に係る課題

警察の死体調査・検視
に係る体制の不十分さ

死体を検案する医師の
専門的能力の不十分さ

解剖の実施に係る体制の
不十分さ

身元確認のための平素から
の態勢整備の不十分さ

等

死因究明等の実施に係る充実強化に関する世論の高まり

死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号）が成立（2年の限時法）

内閣府に死因究明等推進会議（会長：内閣官房長官）を設置

死因究明等推進計画の閣議決定（平成26年6月）



- ・警察官等に対する研修等の充実、検視官の臨場率の更なる向上
- ・検案に携わる医師の充実及び技術向上
- ・政府及び地方における死因究明等に係る実施体制の強化
- ・小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析・検証
- ・身元確認に資する歯科診療情報の標準化に係る事業、DNA型情報等の活用



等

死因究明等推進計画の概要

◆死因究明等推進計画について

- 死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号）に基づき、死因究明等の推進に関して必要な措置を定める計画
- 死因究明等推進会議（会長：内閣官房長官）が計画の案を作成
- 計画の案の作成に資するため有識者からなる死因究明等推進計画検討会を18回開催、最終報告書を取りまとめ（平成26年4月）
⇒パブリックコメント、死因究明等推進会議を経て、**死因究明等推進計画を閣議決定（平成26年6月13日）**

第1 死因究明等推進計画策定の基本的考え方

○計画策定の経緯・背景

- ・高齢化の進展等に伴う死亡数の増加
- ・犯罪の見逃し防止
- ・平素から身元確認態勢を整備しておく重要性
- ⇒**死因究明等に係る施策の総合的かつ計画的な推進の必要性**

○計画策定によって期待される効果

- ① 死因究明等が、**重要な公益性を有するものとして位置付けられること**
- ② 死因究明等に係る**実施体制の強化**
- ③ 死因究明等に係る**人材の育成及び資質の向上**

第2 死因究明等を行うための当面の重点施策

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備

- ・政府における施策の管理・調全体制を構築し、施策を検証・評価・監視
- ・地方に対する関係機関・団体からなる協議会の設置の要請
- ・協議会等での検討結果を踏まえた地方の実情に応じた体制整備の要請 等

3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

- ・警察官、海上保安官に対する研修等の充実
- ・5年後を目途に、専門的研修を修了した医師が警察等への立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上 等

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

- ・小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報の収集・分析・検証
- ・検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究の推進、異状死死因究明支援事業等を活用した費用の支援 等

2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

- ・大学における死因究明等に係る人材育成の促進 等

4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- ・検視官の臨場率の更なる向上、科学捜査研究所の体制整備 等

6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用

- ・薬毒物検査の充実、死亡時画像診断に関する研修の更なる充実 等

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- ・身元確認に資する歯科診療情報の標準化に係る事業、DNA型情報等の活用 等

8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

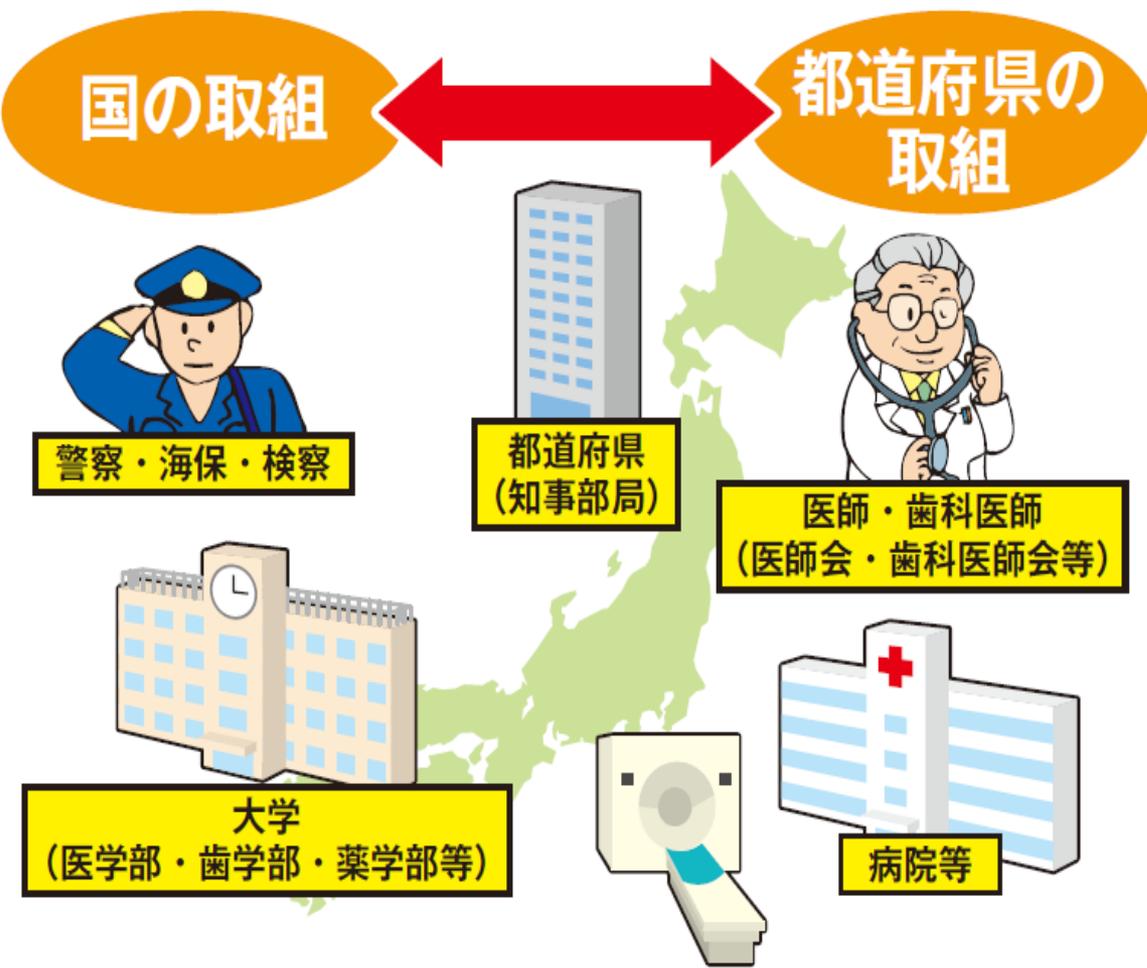
- ・必要な関係行政機関への通報等、遺族等への丁寧な対応 等

第3 推進体制等

- 政府・地方の推進体制構築**
- 大学、医療機関等の**関係者の協力の確保**
- 社会情勢の変化等踏まえ、**適宜施策の検証及び見直し**

死因究明等推進協議会

33都道府県で開催



愛媛県	埼玉県	群馬県
福岡県	北海道	栃木県
東京都	福井県	大阪府
滋賀県	三重県	鳥取県
新潟県	千葉県	長野県
秋田県	山口県	大分県
岡山県	愛知県	山形県
茨城県	佐賀県	沖縄県
高知県	広島県	福島県
静岡県	徳島県	
兵庫県	石川県	
岐阜県	富山県	

平成31年度 死因究明等体制の充実に向けた支援(概要)

平成31年度予算案 (30年度予算額)
215,892千円 (224,111千円)

○異状死死因究明支援事業

107,506千円(107,524千円)

異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政支援を行う。
また、死因究明等推進計画に基づき、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証するため、引き続き、小児死亡例に対する死亡時画像診断を実施する。

○異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

40,664千円(48,869千円)

死因究明等推進計画に基づき、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に活用していくため、異状死死因究明支援事業等を通じて得られた解剖や死亡時画像診断の事例について、収集・分析を行う。

○死体検案講習会費

19,526千円(19,526千円)

検案業務に従事する機会の多い一般臨床医、警察医を対象に、検案能力向上を目的とする講習会を開催する。死因究明等推進計画に基づき、平成26年度から日本医師会に委託している「死体検案講習会」について、引き続き、内容を充実させ全国で複数回開催する。

○死亡時画像読影技術等向上研修

11,234千円(11,234千円)

死亡時画像についての放射線科医師の読影技術、診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施する。
また、小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、検証結果を踏まえ、検案する医師の参考となるマニュアルを作成する。

○死体検案医を対象とした死体検案相談事業

36,498千円(36,498千円)

監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を行っており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制構築経費に対する支援を行う。

○死亡時画像診断システム等整備事業

死亡時画像診断および死体解剖の実施に必要な医療機器整備及び施設整備について財政支援を行う。

○監察医制度の在り方に関する検討会経費

464千円(460千円)

死因究明等推進計画を踏まえ、監察医の在り方を検討する。

異状死死因究明支援事業

平成31年度予算案
107,506千円 (107,524千円)

目 的

- 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政支援を行う。(ただし、「警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」第六条の規定に基づき実施する解剖等を除く。)

事業内容

- ① 法医学教室との連携等による独自の行政解剖実施
 - ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断(小児死亡事例に対する死亡時画像診断を含む)
 - ③ 地方公共団体が設置する協議会に関係機関・団体等の参加
- を行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断等に要する経費の財政的支援を行い、死因究明の体制づくりを推進。

異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

平成31年度予算案 40,664千円(48,869千円)

○ 異状死死因究明支援事業による死因究明体制の充実にとともに、一例ごとの死因診断の精度は確実に向上しつつあると思われるが、公衆衛生の観点からの死因究明については今後の課題となっており、①異状死死因究明支援事業で得られたデータをリアルタイムでデータベースに反映することに加え、②死亡診断書等を利用した分析を行う等、本検証事業の強化を図る必要がある。

※ 公衆衛生の観点からの死因究明は、次の3要素と密接な関係を有すると考えられている(平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」(研究代表者 今村聡))。

- ・集団を対象とすること
- ・傾向の変化を迅速に把握すること
- ・集団への介入を行うこと

(参考) 統計法(平成19年法律第53号)

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

① 異状死死因究明支援事業の検証体制を強化

- 解剖や死亡時画像診断の情報を迅速に収集・分析

異状死死因究明支援事業のデータ
(解剖・死亡時画像診断実施例の情報)

登録システム等

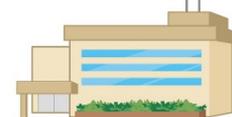


【情報提供】

死因情報を地理的に解析し、地域における予防可能な死の傾向に関する情報を提供

情報提供

関係省庁・部局
都道府県等



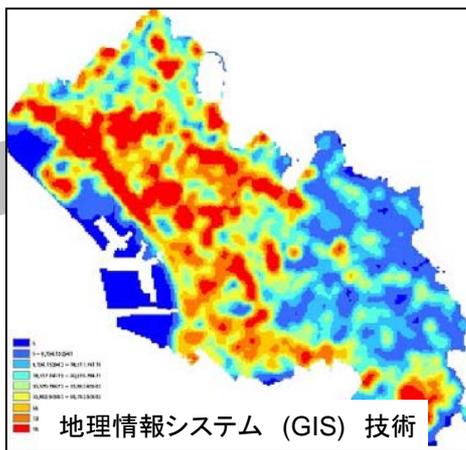
② 「全ての死」を網羅的に把握・分析

- 公衆衛生の向上・増進(疾病の予防及び治療等)

死亡診断書

死亡届

人口動態調査
(死亡統計)



データ検証



名簿

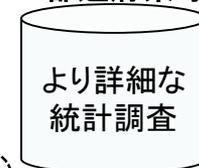
1. 氏名
2. 死因
3. 保健所コード
-

【より詳細な統計調査への協力】

統計を作成するための調査に係る名簿を作成し提供

関係省庁・部局
都道府県等

より詳細な
統計調査



死体検案講習会(日本医師会へ委託)

平成31年度予算案 19,526千円(平成30年度予算額19,526千円)

1. 目的

一般臨床医、警察医の死体検案能力の向上

【これまでの課題】

平成25年4月から死因・身元調査法の施行に伴い、警察署長に検査の実施及び解剖の実施を行う権限が付与されたが、これらの実施に当たっては法医学的知識をもった医師のスクリーニングがなければその適正な実施は見込めない。

【死因究明等推進計画】

厚生労働省においては、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に専門的な死体検案研修を実施しているところ、今後は、厚生労働省及び日本医師会、関係学会等が連携して研修内容の充実を図り、5年後を目途に、原則、当該研修を修了した医師が警察等への立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上に努めていく。

【具体的な取組み】

○平成26年度以降

- ・ 日本医師会に委託し、全国複数箇所で開催
(平成25年度までは全国1箇所のみ)
- ・ 関係学会等と連携して、研修内容の更なる充実

2. 講習日程・内容

2日間



座学中心

- ・ 死体解剖保存法などの法律
- ・ 検案制度の国際比較
- ・ 死体検案書の書き方
- ・ 検案の実施方法など

現場での実習



監察医務院や各大学法医学教室などにて現場実習

1日間



座学中心

- ・ 家族への対応について演習
- ・ 法医学教室でのスクリーニング(実習)を受けて症例報告

修了

死亡時画像読影技術等向上研修(日本医師会へ委託)

平成31年度予算案 11,234千円(平成30年度予算額11,234千円)

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- 異状死等の死因究明の推進を図るため、CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施する。

(開催回数) 年3回(医師1回、診療放射線技師2回) (受講期間)2日間

(受講者定数) 約150人 ※平成28年度受講者数182人(医師98名、診療放射線技師84名)

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、検証結果を踏まえ、検案する医師の参考となるマニュアルを作成する。

(参考)小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業のイメージ

協力施設

(死亡時画像を撮影できる施設)



院外死亡事例

画像データ等を
分析委員会へ提供



モデル事業では、
・死亡時画像を撮影できる医療機関、施設等
・死因究明支援事業を実施している大学等を協力施設とする。

分析体制

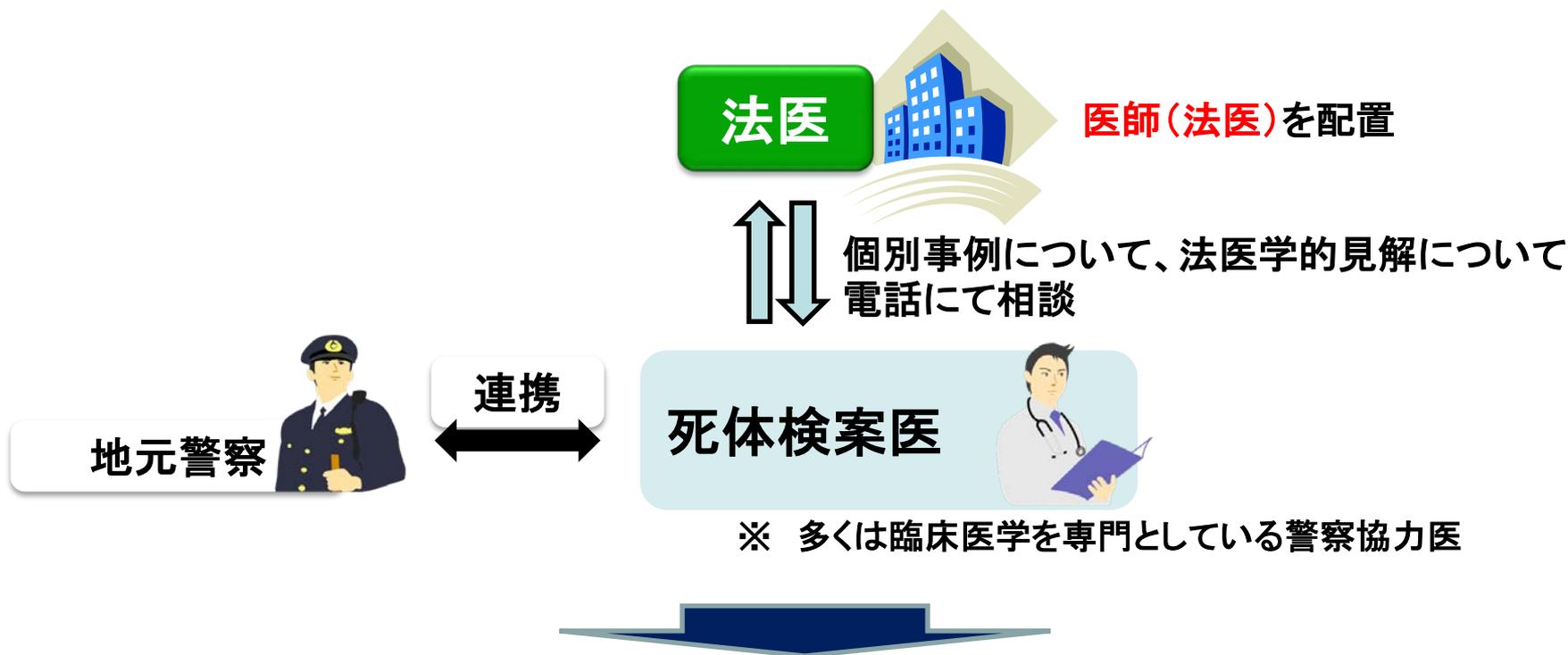
<日本医師会に画像を分析し評価する組織を設置(分析委員会)>
関係学会等の協力により、専門とする委員によって構成

- 医療機関から提供を受けた画像データや臨床データを踏まえて、死亡時画像診断の有効性について分析・評価を実施
- 専門家による評価によって、死亡時画像診断が有効な事例や条件などをとりまとめ、日本医師会が実施する研修の内容に反映

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

平成31年度予算案36,498千円(36,498千円)

- 監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を行っている。
- 現在の死因究明等推進計画(平成26年)においては、**検案の実施体制の充実**が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制が必要。



- 死因診断の難しい検案において法医の意見を仰ぎ、より正確な死因診断が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、**我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。**